

平成 20 年度予算概算要求

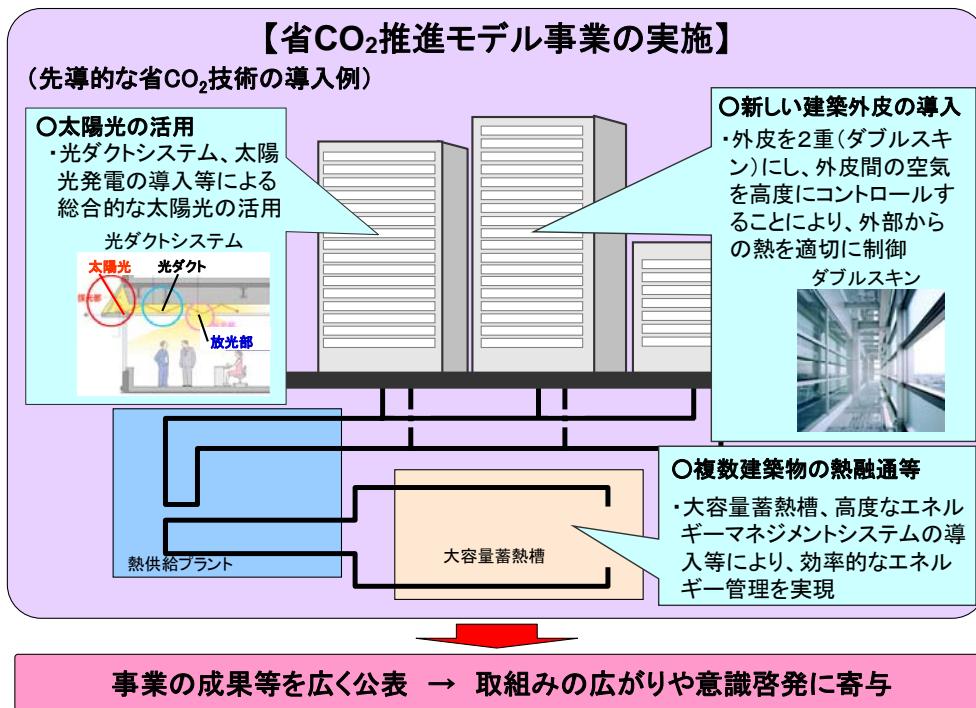
住宅・建築物における省CO₂対策の推進

京都議定書の第一約束期間（2008年（平成20年）から2012年（平成24年））を目前に、現状の温室効果ガス排出量は1990年（平成2年）比6%削減の目標に対し、8%増と大幅に超過しており、特に、家庭・業務部門のCO₂排出量は増加傾向にある。さらに、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を半減するという長期的な取組も必要となっている。このような状況をふまえ、より実効的な規制の導入の検討とあわせて、住宅・建築物の省CO₂対策の推進を図るべく、新規制度の創設及び所要の予算措置を行う。

（1）住宅・建築物「省CO₂推進モデル事業」の創設（新規）

家庭部門・業務部門のCO₂排出量が増加傾向にある中、住宅・建築物における省CO₂対策を強力に推進するため、より実効的な規制の導入の検討とあわせて、先進的かつ効果的な省CO₂技術が導入された先導的な住宅・建築プロジェクトを推進する民間事業者に対する助成制度を創設する。

【平成20年度予算要求額（国費）：50億円】



（2）住宅・建築物に係る省エネ規制強化の実効性確保（新規）

省エネ性能の高い住宅・建築物の普及を促進するため、より実効的な規制の導入の検討とあわせて、省エネ改修の促進、中小事業者等による省エネ対策の円滑化を図るための施工技術等の導入の促進、消費者への啓発等についての助成制度を創設。

【平成20年度予算要求額（国費）：3億円】

平成 20 年度予算概算要求

木造住宅の振興

木材利用の推進による環境と人にやさしい社会を構築するとともに、木造住宅の市場競争力の強化と中小住宅生産者の近代化、木造住宅の長寿命化を図るため、木造住宅に係る技術開発、木材生産者と連携した木造住宅生産体制の整備、大工技能者の育成等の取組みを推進する。

(1) 木造住宅の安全性・信頼性向上のための供給体制整備（新規）

木造住宅にとって喫緊の課題である既存住宅の耐震改修の促進や建築確認・検査制度の見直しへの対応について、主要な担い手である中小住宅生産者等の技術力等の向上を図り、木造住宅の安全性・信頼性の向上を図る。

【平成 20 年度予算要求額（国費）：5 億円】

(2) 地域の気候・風土と調和した木造住宅生産のための環境整備

地域の気候・風土と調和した住まいづくりを促進するため、木造軸組工法に係る構造計算用の部材強度、接合部強度に関するデータベースの整備を行うとともに、伝統的な技術を活用した質の高い木造住宅に係る技術開発への支援を推進する。



平成20年度税制改正要望

住宅に係る省エネ改修促進税制の創設（所得税、固定資産税）

地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO₂排出量の削減を図るため、既存住宅において一定の省エネ改修（窓の二重サッシ化や壁の断熱化等）を行った場合について、以下の特例措置を創設する。

- 所得税：省エネ改修に要した費用の10%相当額（上限20万円）を税額控除
- 固定資産税：3年間1/2に減額

《住宅の省エネ化の取組み》

- エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和55年制定）
 - ・住宅・建築物の建築主等に対し、省エネ措置の努力義務
 - ・2000m²以上の住宅・建築物の建築等に際し、省エネ措置に係る届出義務
- 省エネ住宅の取得に係る証券化ローンの金利引下げ 等

【《エネルギー起源CO₂排出量の現状》2005年度の家庭部門のCO₂排出量：1990年比で37%増】

○京都議定書（2005年発効）
温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年の第1約束期間に1990年から6%削減する。

特に、既存住宅ストックの省エネ化が課題

○ハイリゲンダム・サミット議長総括（2007年）
2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減することなどを真剣に検討する。

○住生活基本計画（平成18年9月19日閣議決定）
一定のエネルギー対策（全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用すること）を講じた住宅ストックの比率の向上目標
18%（平成15年）→40%（平成27年）

税制上の特例措置等により、既存住宅ストックの省エネ性能向上を促進



CO₂排出量の削減に貢献

エネルギー需要構造改革投資促進税制の延長及び拡充（エネルギー利用革新税制） (所得税、法人税、法人住民税)

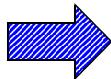
地球温暖化防止に向けて業務部門のCO₂排出量の削減を図るため、エネルギー需給構造改革投資促進税制を拡充し、従来より対象としている個別設備に加え、省エネ効果の高い窓等の断熱と空調、照明、給湯等の建築設備から構成される「省エネビルシステム」等を新たに対象に追加する。

- 法人税・所得税・法人住民税：特別償却30%（中小企業者等については税額控除7%との選択が可能）

<現行>

「個別設備」

（例：高断熱窓設備等）



<拡充後>

「個別設備」

+

「省エネビルシステム」等